マンションの管理の適正化の推進に関する法律

目次

第1章　総則（第1条―第5条）
第2章　マンション管理士
第1節　資格（第6条）
第2節　試験（第7条―第29条）
第3節　登録（第30条―第39条）
第4節　義務等（第40条―第43条の2）
第3章　マンション管理業
第1節　登録（第44条―第55条）
第2節　管理業務主任者（第56条―第69条）
第3節　業務（第70条―第80条）
第4節　監督（第81条―第86条）
第5節　雑則（第87条―第90条）
第4章　マンション管理適正化推進センター（第91条―第94条）
第5章　マンション管理業者の団体（第9

20×20

５条―第１０２条）

第６章　雑則（第１０３条―第１０５条）

第７章　罰則（第１０６条―第１１３条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることにかんがみ、マンション管理士の資格を定め、マンション管理業者の登録制度を実施する等マンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定め

ると ころに よる。

1　マンション　次に掲げるものをいう。

イ　2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるもの並びにその敷地及び附属施設

ロ　1団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地及び附属施設

2　マンションの区分所有者等　前号イに掲げる建物の区分所有者並びに同号ロに掲げる土地及び附属施設の同号ロの所有

者をいう。

3　管理組合　マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

4　管理者等　区分所有法第25条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は区分所有法第49条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。

5　マンション管理士　第30条第1項の登録を受け、マンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務（他の法律

において その業務を行うことが制限され
ているものを除く。）とする者をいう。

6　管理事務　マンションの管理に関する
事務であって、基幹事務（管理組合の会
計の収入及び支出の調定及び出納並びに
マンション（専有部分を除く。）の維持又
は修繕に関する企画又は実施の調整をい
う。以下同じ。）を含むものをいう。

7　マンション管理業　管理組合から委託
を受けて管理事務を行う行為で業として
行うもの（マンションの区分所有者等が
当該マンションについて行うものを除く。
）をいう。

8　マンション管理業者　第44条の登録
を受けてマンション管理業を営む者をい
う。

9　管理業務主任者　第60条第1項に規
定する管理業務主任者証の交付を受けた
者をいう。

（マンション管理適正化指針）

第３条　国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（以下「マンション管理適正化指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

（管理組合等の努力）

第４条　管理組合は、マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう努めなければならない。

２　マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の措置）

第５条　国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

20×20

（第１章は以上、以下略）

20 × 20